

令和 8 年第 5 回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和 8 年 6 月 12 日（金） 午前 10 時 00 分
閉会日時	令和 8 年 6 月 12 日（金） 午前 10 時 32 分
場 所	湯沢市役所本庁舎 3 階 会議室 33・34
出 席 者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号 1 築瀬 均 教育委員 議席番号 2 後藤 美喜子 教育委員 議席番号 3 佐藤 恵
欠席者	教育委員 議席番号 4 久米 道人
出席職員	教育部長 高橋 秀明 教育総務課長 菅 勉 学校教育課長 池部 亨 生涯学習課長 石川 一光 文化財保護室長 大山 真琴 教育総務課総務班長（書記） 千葉 吏子
傍 聴 人	なし

【会議に提出された議案】

- 議案第 21 号 令和 8 年第 2 回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について）
 議案第 22 号 令和 8 年第 2 回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和 8 年度 6 月補正予算について）

【前回議事録の承認】

令和 8 年第 3 回及び第 4 回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号 1 番及び 3 番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・学校関係では、修学旅行、体育祭、運動会等の学校行事が 5 月から 6 月にかけて行われている。稲川小学校が昨日今日と修学旅行で、これが最後の学校行事であり、無事にそれぞれ成果をあげながら終了している。小中学校は、湯沢南中学校を除き全て修学旅行、学習旅行、運動会、体育祭を終了し、明日から中学校は郡市総合体育大会が始まる。陸上が先行して先週行われたが、本当に参加者が少なくなり、やはり寂しい印象を持ったところであり、大会を運営している方々も負担感が大きくなってきているという印象を持った。地域移行と絡めながら、教育委員会としてできることを進めていければと思っている。
- ・議会関係では、学校の交通安全に係ること、学校再編、音楽のまちの今後について、金融教育、そして市長部局と絡めながら Yuinas 関連の質問があり、それぞれ適切に答弁したところである。
- ・今月末で湯沢図書館が閉館になるが、最終日に閉館イベントを企画している。

令和8年第5回 湯沢市教育委員会議事録

また、7月に入ると台湾との交流で市内の小中学校との交流も予定している。
熊対策を予断なく進めながら、学校教育の充実に今後も努めてまいりたい。

【議 事】

○議案第21号 湯沢市招致外国青年任用規則の一部改正について

（学校教育課長が資料に基づき説明）

<質疑等なし>

○議案第22号 湯沢市中中学校部活動指導員要綱の一部改正について

（学校教育課長が資料に基づき説明）

<質疑等なし>

令和 8 年第 5 回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第21号	湯沢市招致外国青年任用規則の一部改正について	可 決
議案第22号	湯沢市中学校部活動指導員要綱の一部改正について	可 決

令和 8 年第 5 回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書 記

令和8年 第5回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和8年6月12日(金) 午前10時00分

場 所 市役所本庁舎3階 会議室33、34

次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和8年 第5回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第21号 湯沢市招致外国青年任用規則の一部改正について

議案第22号 湯沢市中学校部活動指導員要綱の一部改正について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第21号

湯沢市招致外国青年任用規則の一部改正について

湯沢市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和8年6月12日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

会計年度任用職員として任用する外国語指導助手（ALT）の災害補償に関する規定について、実態に合わせ所要の改正を行うものです。

湯沢市招致外国青年任用規則の一部改正について

学校教育課

1 制度の趣旨及び目的

外国青年招致事業（JETプログラム）により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員として任用する外国語指導助手（ALT）の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものです。

2 規則の改正理由

本改正は、外国語指導助手（ALT）に係る災害補償について、適用の実態との整合をとるため所要の改正を行うものです。

3 改正の場合の変更点

条項	現在の内容	改正案
第29条	（公務災害補償） 第29条 外国語指導助手は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、 <u>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）</u> の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。	（ <u> </u> 災害補償） 第29条 外国語指導助手は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、 <u>労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）</u> の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：公布の日

※市の形式による改正文は添付のとおり

湯沢市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

令和 8 年 6 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市招致外国青年任用規則（平成19年湯沢市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第29条の見出し中「公務」を削り、同条中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）」を「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第22号

湯沢市中学校部活動指導員要綱の一部改正について

湯沢市中学校部活動指導員要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和8年6月12日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

会計年度任用職員として任用する部活動指導員の災害補償に関する規定について、実態に合わせ所要の改正を行うものです。

湯沢市中学校部活動指導員要綱の一部改正について

学校教育課

1 制度の趣旨及び目的

湯沢市立中学校における部活動の充実を図るため、学校教育法施行規則第78条の2に規定する部活動指導員を配置するものであり、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員として任用する部活動指導員の、勤務時間及びその他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものです。

2 規則等の制定（改正・廃止）の理由

本改正は、部活動指導員に係る災害補償について、適用の実態との整合をとるため所要の改正を行うものです。

3 改正の場合の変更点

条項	現在の内容	改正案
第9条	(公務災害の補償) 第9条 指導員の職務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、 <u>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）</u> に基づき補償する。	(災害補償) 第9条 指導員の職務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、 <u>労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）</u> に基づき補償する。

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：告示の日

※市の形式による改正文は添付のとおり

湯沢市中学校部活動指導員要綱の一部を改正する告示

令和 年 月 日

教育委員会告示第 号

湯沢市中学校部活動指導員要綱（令和2年湯沢市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「災害補償」に改め、同条中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）」を「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」に改める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。